

化学肥料低減定着対策事業とは、肥料高騰対策事業の一環として、化学肥料の2割低減を進める取組に対して交付金を交付するというものです。

彦根市では堆肥等国内資源利用体制の強化支援として、堆肥等散布機の購入費用（リース代含む）の1/2（上限50万円）を支援します。

## 助成対象者

- 彦根市在住の農業者および彦根市の農業者に対して堆肥等の肥料サービスを行う事業者

## 交付目的

- 堆肥等の国内資源を活用とした肥料散布を行う者への散布機の導入およびリース代に係る費用の支援を通じて、堆肥等の肥料の拡大を図ります。

## 交付要件

- 交付対象者が堆肥等の過去の散布面積よりも散布面積を拡大する計画を作成し、この計画の実現に資するものに限り購入できるものとします。
- 堆肥等散布機は、令和5年6月1日から令和6年1月10日までに支払いを完了し、令和6年3月末日までに納品できるものに限ります。

## 提出書類

- 令和5年度化学肥料低減定着対策事業公募申請書
- 令和5年度化学肥料低減定着対策事業拡大計画
- 堆肥等散布機のカatalog
- 堆肥等散布機の参考見積 複数社

## 提出期間

令和5年12月1日～令和5年12月15日  
(予算枠が埋まり次第終了します)

第1期公募は全て埋まりました

## 注意事項

- 1/2の補助率かつ上限50万円で先着順で採択します。
- 本体価格が50万円以上であること。
- 単純更新でないかつ過剰投資でないこと。
- 実績報告をもって交付されます。